

NPO法人場作りネット個人情報保護規程

制定 2019年4月1日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、NPO法人場作りネット（以下、法人）が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律等に基づき、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護し厳格な管理を行うため、その取り扱いに関する基本的事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

2 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

(2) 前号に掲げるものの他、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの。

3 この規程において「個人情報取り扱い事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

4 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この規程において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定める次のもの、または6ヵ月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

(1) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの。

(2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの。

(3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、

または他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの。

- (4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの。
- 6 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この規程において「役職員等」とは、法人業務で使用する個人情報とこれらの個人情報に接し得るすべての役職員、臨時雇用者とする。

第2章 個人情報保護の管理体制

(組織体制)

第3条 法人は、個人情報の適正な取り扱いと厳格な管理を確実に実施するため、個人情報保護管理体制を組織する。

(統括責任者)

第4条 法人の個人情報保護管理に関する責任者として、「個人情報保護責任者」(以下「責任者」という)を置く。責任者は、理事長とする。

- 2 責任者は、法人の個人情報保護を確実に実施するための施策の具体策指示、機関会議などへの報告等を行い、法人における個人情報の保護に関する責任を負う。

(管理責任者)

第5条 法人は、個人情報をそれぞれ適切に管理・保護するために、個人情報保護管理責任者(以下「管理責任者」という)を置く。管理責任者は副理事長とする。

- 2 副理事長は、「個人情報保護法」をはじめ、個人情報保護に関するその他の法令・規則を各担当者等に周知・徹底する。
- 3 副理事長は、個人情報の管理保護の状況を責任者・機関会議等に報告する。

(個人情報取扱者)

第6条 事務局で個人情報を業務で取り扱う個人情報取扱者を事務局長とし、個人情報の管理・記録・点検等を行う。

第3章 個人情報の取り扱い

(利用目的の特定)

第7条 法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という)をできる限り特定しなければならない。

- 2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第8条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(適正な取得)

第9条 法人、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第10条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。

- 2 法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の情報を取得する場合は、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- 3 法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

(2) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利または正当な利益を害するおそれがある場合。

(3) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合。

(正確性の確保)

第11条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第12条 法人が取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 個人情報保護に係る事故（問題）が発生した場合、もしくは当該事故発生の疑いがある場合には、発見者は速やかに、その旨を副理事長に報告しなければならない。副理事長は、その内容を直ちに理事長・機関会議等に報告するものとする。

- 3 個人情報保護に係る事故に対して副理事長は状況を分析して、必要な対策を講じるものとする。

(全役職員等の監督)

第13条 法人は、全役職員等に個人データを取り扱わせるに当っては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該役職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第14条 法人は、個人データの取り扱いの全部または一部を委託する場合は、その取り扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第15条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 法人は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
 - (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
 - (2) 第三者に提供される個人データの項目。
 - (3) 第三者への提供の手段または方法。
 - (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - 3 法人は、前項第2号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かななければならない。
 - 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - (1) 法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合。

- (2) 合併その他の事由による事業の継承に伴って個人データが提供される場合。
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該データの管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 法人は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的または個人データの管理について責任を有する者の氏名もしくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

第4章 事故情報の開示、訂正、利用停止等

(公 表)

- 第16条 法人の保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）に置かなければならない。
- (1) 当該個人情報取扱事業者は法人であること。
 - (2) すべての保有個人データの利用目的（第11条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く）。
 - (3) 次項、次条第1項、第19条第1項または第20条第1項もしくは第2項の規定による求めに応じる手続き（第23条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む）。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取り扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの。
- 2 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合。
 - (2) 第11条第4項第1号から第3号までに該当する場合。
- 3 法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開 示)

- 第17条 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方

法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
 - (2) 法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合。
- 2 労法は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部または一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
 - 3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部または一部を開示することとされている場合には、当該全部または一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

- 第18条 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加または削除（以下この条において「訂正等」という）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 2 法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部もしくは一部について訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む）を通知しなければならない。

(利用停止等)

- 第19条 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第9条の規定に違反して取り扱われているという理由または第11条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止または消去（以下この条において「利用停止等」という）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 2 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第16条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保

有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 法人は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部もしくは一部について利用停止等を行ったとき、もしくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、または前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部もしくは一部について第三者への提供を停止したとき、もしくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第20条 法人は、第17条第3項、第18条第2項、第19条第2項または第20条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部または一部について、その措置をとらない旨を通知する場合またはその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続き)

第21条 法人は、第17条第2項、第18条第1項、第19条第1項または第20条第1項もしくは第2項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

- 2 法人は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、法人は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
- 4 法人は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第22条 法人は、第17条第2項の規定による利用目的の通知または第18条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 法人は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

第5章 苦情処理、問合わせ窓口

(苦情処理)

第23条 法人は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 法人は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(問合わせ窓口)

第24条 法人は、個人情報に関する問合わせの窓口を設置する。窓口責任者は事務局長とする。

付 則

1. この規程は、NPO法人場作りネット設立の日から施行する。
2. この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則

1. 令和4年7月1日一部条文の追加及び変更、施行。